現行の措置

2　指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められているサービスの提供がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、イスラエルは、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

政府企業法（特別国家保有株式を含む。）（千九百七十五年）

政府の企業に関する政令（アショット・アシュケロン産業株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千五年）

政府の企業に関する政令（オイル・リファイナリーズ株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千七年）

政府の企業に関する政令（アシュドッド・オイル・リファイナリー株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千六年）

政府の企業に関する政令（エルアル・イスラエル航空株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千四年）

政府の企業に関する政令（アイ・エム・アイ・システムズ株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十六年）

イスラエル・ケミカル株式会社及びその子会社における特別国家保有株式

ツィム統合海運事業株式会社における特別国家保有株式

エルアル・イスラエル航空株式会社における特別国家保有株式

十三

分野　全ての分野

小分野

産業分類

関連する義務

概要

現行の措置　内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第六条）

イスラエルは、社会的又は経済的に不利な立場にある集団（少数派、障害者、退役軍人及び戦死したイスラエルの兵士の一親等以内の家族を含む。）の利益及び周辺の地域の開発のための政策上の目的を推進する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十四

分野　通信業

小分野　衛星放送

有線放送

テレビ放送及びラジオ放送

衛星電気通信サービス

産業分類

関連する義務　内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第六条）

経営幹部及び取締役会（第七条）

概要　1　衛星放送、有線放送、テレビ放送又はラジオ放送を運営する免許を有する者における取締役及び地位を有する者については、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされ、かつ、関連する規制機関による承認を条件とする。

2　イスラエルは、伝送網の終端地点の間での声、データ、文章、音及びフル・モーション・ビデオの送信のための衛星通信施設に関する免許の付与並びに衛星システムによる消費者向けのテレビ番組及びラジオ番組の送信についてのサービスのための免許の付与に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

十五

分野　全ての分野

小分野　補助金及び贈与

産業分類

関連する義務　内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

経営幹部及び取締役会（第七条）

概要　イスラエルは、補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証又は保険を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置　産業における研究、開発及び技術革新の奨励法（千九百八十四年）

資本投資奨励法（千九百五十九年）

農業資本投資奨励法（千九百八十年）

十六

分野　全ての分野

小分野

産業分類

十七

分野　防衛産業

小分野

産業分類

関連する義務　内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

特定措置の履行要求の禁止（第六条）

経営幹部及び取締役会（第七条）

概要　イスラエルは、防衛産業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置　防衛輸出管理法（二千七年）

防衛会社法（二千五年）

関連する義務　最恵国待遇（第三条）

概要　(a)　航空

(b)　海事（捜索及び救助並びに海難救助を含む。）

(c)　映画、映像及びテレビジョンにおける共同制作及び配給

(d)　様々な分野における相互承認

(e)　航空及び宇宙の分野における協力

現行の措置　イスラエルは、二国間又は多数国間の協定又は取極に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。

十八

分野　通信サービス

小分野

産業分類

関連する義務　内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第六条）

経営幹部及び取締役会（第七条）

概要　イスラエルは、通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）に規定する重要な通信サービスに関する一定のセーフガード措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

当該セーフガード措置には、次の事項を取り扱う措置を含む。

(a)　免許を有する者における支配、支配の手段又は地位を有する者を任命する能力

(b)　経営、主たる業務及び事業の中心地の場所

(c)　取締役、地位を有する者及び特定の職員

現行の措置　政府企業法（千九百七十五年）

通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）

電気通信に関する命令（イスラエル電気通信株式会社「ベゼック」が提供する重要なサービスの決定）（千九百九十七年）

十九

分野　全ての分野

小分野

産業分類

関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条）

経営幹部及び取締役会（第七条）

概要　1　公的機関保安法（千九百九十八年）に規定する公的機関における取締役、地位を有する者及び特定の職員並びにサイバーセキュリティに関する責任を有する特定の地位にある者は、イスラエルの国民又は永住者であり、かつ、適当な保安上の認可を有することが必要とされる。

2　イスラエルは、自国の領域において生産される物品若しくは提供されるサービスの購入若しくは使用を要求し、又はそれらを実施することを要求する権利を留保する。ただし、その要求が主にサイバーセキュリティに関連し、かつ、国家のサイバーセキュリティ政策に適合している場合に限る。

現行の措置　公的機関保安法（千九百九十八年）

政府決定第二千四百四十三号（二千十五年）

政府決定第二千四百四十四号（二千十五年）

二十

分野　農業

小分野　酪農業（乳牛、やぎ及び羊による酪農業を含む。）

家きん及び卵

蜂蜜（養蜂業を含む。）

落花生